

松本技術専門校校則

(平成5年4月1日 一部改正)
(平成9年4月1日 一部改正)
(平成10年4月1日 一部改正)
(平成17年11月1日 一部改正)
(平成20年4月1日 一部改正)
(平成21年4月1日 一部改正)

(趣旨)

第1条 この校則は、技術専門校管理規則(昭和44年9月27日規則第48号、以下「規則」という。)第19条の規定に基づき、松本技術専門校(以下「技専校」という。)の管理及び運営に関し、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(訓練時間等)

第2条 訓練時間は、別に定める年間訓練計画による。

2 始業、終業は、次のとおりとする。ただし、季節、行事等の関係で若干変更することがある。

(1) 始業 午前8時40分

(2) 終業 午後4時10分

3 訓練の時間割は別に定める。

(休業日)

第3条 規則第3条第2号に定める休業日は、次のとおりとする。

(1) 夏期及び冬期で別に定める期間

(2) 訓練計画上または行事等の都合で校長が必要であると認める日

(修了・進級基準)

第4条 訓練修了・進級の認定は、次の基準により校長が行う。

(1) 学科及び実技の成績が、所定の水準を満たしていること。

(2) 出席率が良好であること。

(表彰)

第5条 次の各号の一に該当する松本技術専門校訓練生(以下「学生」という。)に対しては、表彰することができる。

(1) 皆勤者(各年度欠課7時限以内の者)

(2) 特にすぐれた善行または功績のあった者

(通校)

第6条 学生が、自家用自動車等によらなければ通校することが困難と認められるときは、別に定める基準に基づき、許可を受けて自家用自動車等を使用することができるものとする。

(規律)

第7条 学生は、校の内外を問わず節度を保ち規律を遵守しなければならない。

2 教室、実習室等は清潔、整理整頓を旨とし、各自が最適な環境を保つように努めなければならない。

(懲戒)

第8条 校長は、次の各号の一つに該当すると認められる学生に、退校又は一定期間の登校停止を命ずることができる。

(1) 性行不良であって、改しゅんの見込みがないとき。

(2) 成績不良であって、修了に見込みがないとき。

(3) 正当な理由がなく、欠席、遅刻、早退の多いとき。

(4) 故意に校内の施設、物品を亡失、き損又は校外へ持ち出し、校に多大なる損害を与えたとき。

(5) 規則、校則、学生心得等に従わず、学生として不相当と認められたとき。

(6) 以下のとおり飲酒運転に関わったとき。

飲酒運転・酒気帯び運転違反をしたとき

飲酒の事情を知りながら同乗したとき

飲酒運転になることを知りながら飲酒を勧めたとき

(7) 車両を違法改造したとき。

(8) その他、当校の学生として不相当と認められるとき。

(弁償)

第9条 学生は校の施設、設備物品を故意あるいは重大な過失により亡失又はき損したときは、その損害を弁償しなければならない。

(集会等)

第10条 学生が、独自に校内において、集会または行事等をしようとするときは、あらかじめ校長に届出し許可を受けなければならない。

2 校長は、技専校の管理及び運営に支障があると認められる場合は、前項の集会または行事等を禁止することができる。

(学生の会)

第11条 学生は、校長の承認を得て自主的な会を組織することができる。

2 前項の規定により組織された会には、課外活動のためのクラブを設けることができる。

(補助機関)

第12条 校長は、学生の安全衛生及び校内の防犯防災並びに秩序を維持するため、必要な補助機関を設置することができる。

2 学生は、前項の補助機関の定める事項を守り、その指示に従わなければならない。

(身分証明書)

第13条 校長は学生に対して身分証明書を発行することができる。

(補則)

第14条 この校則に定めるもののほか、その校則の施行に関して必要な事項は校長が定める。

附則

この校則は平成10年4月1日から施行する。

この校則は平成17年11月1日から施行する。

この校則は平成18年12月20日から施行する。